

島根県物品又は役務の調達に係る一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が物品又は役務の調達において実施する一般競争入札における入札参加資格の設定等に関し、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）その他法令に定めるもののほか、必要な事項（事業所の所在地に関する要件に限る。）を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる物品の調達は、物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）の適用を受ける業務とする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるもの（以下「特定調達契約」という。）は除く。

2 この要綱の対象となる役務の調達は、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和62年島根県告示第211号）の適用を受ける業務とする。ただし、特定調達契約は除く。

(一般競争入札における入札参加資格の設定要件)

第3条 一般競争入札における入札参加資格の設定については、原則として第1号に定める資格を設定するものとする。ただし、第1号によって競争性の確保が図れない場合は第2号に定める資格を設定することとし、第2号によっても競争性の確保が図れない場合は設定しないこととする。

(1) 島根県内に本店を有する者

(2) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者

2 前項第1号及び第2号の「県内」を「県内の特定の地域」に代えて入札参加資格を設定することができる。

(指名競争入札における入札参加者の指名要件)

第4条 指名競争入札における入札参加者の指名については、前条の規定を準用する。

(随意契約において見積書を徴する者の選定要件)

第5条 随意契約における見積書を徴する者の選定については、第3条の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、同日以降に公告等を行う物品又は役務の調達について適用する。